別表

自動車分解整備事業の申請（届出）の提出・添付書面一覧表

番号	提出又は添付する書面 ＼ 様式番号 ／ 申請又は届出事項		申請事項					届出事項											備考
			①新規認証	②事業の種類の変更	③の変更 対象とする自動車	④の種類の変更 対象とする装置	⑤の変更 その他業務の範囲	A相続	B合併	C分割	D譲受	E事業の廃止	変更 ア 名称及び住所 事業者の氏名・	変更 イ 役員の氏名	変更 ウ 事業場の名称	変更 ウ 事業場の所在地	変更 エ 事業場の設備	整備主任者届出の変更	
1	自動車分解整備事業認証申請書	認証第１号様式	○																提出
2	自動車整備事業の事業の種類等申請書	認証第２号様式		○	○	○	○												
3	自動車整備事業の相続・合併・分割・譲受届出書	〃						○	○	○	○								
4	自動車整備事業の変更届出書	〃											○	○	○	○	○		
5	自動車整備事業の廃止届出書	〃										○							
6	役員名簿等一覧表	認証第２号様式の２		○				○	○	○	○			○					添付
7	自動車整備事業現況票	認証第３号様式	○	○												○			
8	事業場平面図	認証第３号様式の２															○		
9	作業機械等一覧表	認証第５号様式	○	○	○	○	○												
10	一酸化炭素測定器の基準適合性試験成績表（写） 炭化水素測定器　（校正結果成績表（写））		○		○	○	○												
11	整備主任者（選任・変更）届出書	認証第６号様式	○					○	○	○	○		○		○	○		○	
12	申請（届出）者及び役員を特定できる書面 相続、合併及び分割の実事を実証する書面 （住民票、戸籍謄本又は商業登記簿謄本等）		○					○	○	○	○		○	○					
13	整備主任者が１級又は２級の自動車整備士技能検定に合格した旨を証する書面 （自動車整備技能者手帳（写）等）		○															○	
14	事業場の所在地を証する書面 （土地又は建物の登記簿謄本等）		○													○			
15	事業の譲渡の事実を証する書面 （譲渡証明書等）										○								

（注）１　申請（届出）書の様式は、自動車分解整備事業の用に供する事業場ごとに作成すること。
２　申請及び届出の際に実際に添付する書面は、法定の様式によるほか、商業登記簿謄本又は商業登記簿謄本等（商法・明治３２年法律第４８号、第１６７条行事相続、合併、分割及び区の譲渡に係る届出書に添付する書面は、代表事業場に添付するのみでよい。
３　申請（届出）書の様式は、自動車分解整備事業の用に供する事業場ごとに作成すること。
４　申請（届出）書の様式は、自動車分解整備事業の用に供する事業場ごとに作成すること。